省令

○外務省令第七号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年十月三日外務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年十月三日外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、アゼルバイジャン語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトウ語、アラビア語、ヘブライ語、クルド語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。	（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、アゼルバイジャン語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトウ語、アラビア語、ヘブライ語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第百八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月十日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所
一般社団法人日本不動産仲裁機構
東京都中央区日本橋堀留町一―十一―五日本橋吉泉ビル二Ｆ

認証年月日
平成二十九年三月十五日

○法務省告示第百八十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月十日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所
静岡県土地家屋調査士会
静岡県静岡市駿河区曲金六丁目十六番十号

○外務省告示第百三十一号

平成九年十二月十五日にニューヨークで作成された「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」の締約国につき、平成二十九年三月八日現在で、次のとおり追加があった（平成二十六年七月四日外務省告示第二百二十五号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ハンガリー	平成十三年十一月十三日	平成十三年十二月十三日
コートジボワール共和国	平成十四年三月十三日	平成十四年四月十二日
カナダ	平成十四年四月三日	平成十四年五月三日
エストニア共和国	平成十四年四月十日	平成十四年五月十日
アイスランド共和国	平成十四年四月十五日	平成十四年五月十五日
トルコ共和国	平成十四年五月三十日	平成十四年六月二十九日
アメリカ合衆国	平成十四年六月二十六日	平成十四年七月二十六日
ブラジル連邦共和国	平成十四年八月二十三日	平成十四年九月二十二日

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号及び第三号に係る変更

変更の認証年月日
平成二十九年三月十六日

○法務省告示第百八十五号

秋田県北秋田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北秋田市役所又は秋田地方法務局大館支局に照会すること。

平成二十九年四月十日

法務大臣　金田　勝年

秋田県北秋田郡下大野村木戸石甲八十番地
佐藤　由松